

(立入調査等)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

「施行規則」

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

(i) 条例第16条第1項の規定により、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は知事が指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させること。

(立入調査に係る職員の指定)

第6条 条例第16条第1項に規定する知事の指定した者は、指導員とする。

2 条例第16条第2項に規定する知事の指定した者の身分を示す証明書は、第9号様式とする。

【趣旨】

本条の規定は、本条例の適切な運用を確保するため、知事が職員に対して、立入調査のための権限を付与するとともに、その行使について、施設管理者等に対して一定の受忍を求めようとするものである。

【解説】

1 立入調査権（第1項）

本項は、職員に対して立入調査のための権限を付与し、一方、その行使の相手方となる関係人に対して一定の受忍を求める規定であるが、この立入調査は、昭和48年7月10日最高裁判所第三小法廷判決に示されている税務調査と同種の調査であり、罰則（第23条第1項第1号。5万円以下の過料）により担保されているとはいえ、あくまで、相手方となる関係人の承諾を得て行う任意調査（罰則担保による間接強制の任意調査）であるから、同人の承諾を得ないままに、公共的施設に立ち入ることはできない。

すなわち、相手方となる関係人が立入調査を拒否すれば、職員は、その者が管理する公共的施設に立ち入ることはできないのであるから、この場合には、立入調査を拒否した相手方に弁明の機会を付与した上で、過料処分を行うこととなる（第23条第1項第1号の解説を参照のこと）。

なお、本項にいう「この条例の施行に必要な限度において」とは、上記判例が述べるように、「客観的な必要性があると判断される場合」、すなわち、立入調査を必要と認めるに足る合理的な理由がある場合において、その調査の目的を達成するために必要最小限の範囲内という意味を有するものであるから、合理的な理由もないのに、本項の規定に基づく立入調査を実施するとして漫然と公共的施設に立ち入り、調査を実施したような場合には、調査権限の濫用と判断される可能性があることに留意する。

また、本項に規定する施設管理者の受忍義務に違反し、報告・資料の不提出若しくは虚偽報告、立入拒否・妨害・忌避又は質問に対する不答弁若しくは虚偽答弁をした者に対しては、罰則（5万円以下の過料）が適用されることがある（第23条第1項第1号）。

2 身分証明書の携行及び提示義務（第2項）

本項は、立入調査を実施する職員に対して、その権限を有することを証する書面（規則で定める第9号様式による証票）を携行し、調査の相手方となる関係人に、これを提示することを義務付けることで、正当に立入調査権限を行使し得る者であることを明らかにし、もって、相手方となる関係人の理解（受忍義務や罰則が適用されることがあること）に資するとともに、職員による立入調査権限の濫用の防止を図ろうとするものである。

3 権限濫用防止のための注意喚起（第3項）

第1項の解説のとおり、立入調査は、あくまで任意調査なので、相手方となる関係人は、罰則が適用されることはあっても、これを強制されるものではない。

本項は、立入調査権限の濫用によって、相手方となる関係人の自由が侵害された場合の事案の重大性にかんがみ、これを防止するため、強制調査を行うことができる犯罪捜査のための権限として認められたものではないことを確認的に明らかにしたものである。